

救急時医療情報閲覧について

当院は、救急時医療情報閲覧機能を導入しています。
意識不明等の患者さん（マイナ保険証を持参している場合）で、
事前の同意取得が困難な場合でも、マイナ保険証で本人確認を行
うことで、レセプト情報に基づく医療情報を取得し診療を行うこ
とがあります。

（個人情報保護法の「患者の生命、身体保護のために必要な場合」に該当します）

令和7年4月1日 病院長